

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） II 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	【新(令和4年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	【旧(令和3年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	改定理由
		土木工事監督技術基準	土木工事監督技術基準	
6	2.施工状況の確認等 (4) 工事施工の立会 (確認も含む)	(関連図書及び条項) 標仕第1編1-1-1-24	(関連図書及び条項) 標仕第1編1-1-1-23	標準仕様書その1 における表記との 整合を図る
7	2.施工状況の確認等 (7) 建設副産物の 適正処理状況等の把握	(関連図書及び条項) 標仕第1編1-1-1-21 標仕第1編1-1-1-22	(関連図書及び条項) 標仕第1編1-1-1-21	標準仕様書その1 における表記との 整合を図る
19	別紙一1	別紙一1 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施工計画書の省略について</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-5 第2項のただし書の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>1 「簡易な工事」とは、設計金額が500万円未満の工事とする。 ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。</p> <p>(1) 指定工法、指定仮設のある工事 (2) 施工時間及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事 (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事</p> <p>2 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のために緊急に対応する必要がある工事とする。</p> </div>	別紙一1 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施工計画書の省略について</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-5 第1項のただし書の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>1 「簡易な工事」とは、設計金額が500万円未満の工事とする。 ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。</p> <p>(1) 指定工法、指定仮設のある工事 (2) 施工時間及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事 (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事</p> <p>2 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のために緊急に対応する必要がある工事とする。</p> </div>	標準仕様書その1 における表記との 整合を図る
21	別紙一3 品質証明 1書類の目的	1 書類の目的 一般の製品と違い契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（PL法）等にみられる供給者（製造業、施工者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、受注者自らがいままですべて自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類。 (林業土木工事標準仕様書第1編 1-1-26)	1 書類の目的 一般の製品と違い契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（PL法）等にみられる供給者（製造業、施工者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、受注者自らがいままですべて自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類。 (林業土木工事標準仕様書第1編 1-1-25)	標準仕様書その1 における表記との 整合を図る

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） II 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	【新(令和4年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	【旧(令和3年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	改定理由																																																																						
22	品質証明書 記載例:臨時検査時	<p>記載例:臨時検査時</p> <p>品質証明書</p> <p>工事名: _____ 工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">品質証明記事</th> </tr> <tr> <th>品質証明項目</th> <th>実施日</th> <th>箇所</th> <th>品質証明員 氏名</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工計画書</td> <td>年月日</td> <td>施工計画書(当初)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工実施</td> <td>年月日</td> <td>臨時検査対象工程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時検査</td> <td>年月日</td> <td>臨時検査対象工程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>社内検査基準又は別紙品質証明表により確認した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。</p> <p>受注者住所 氏名</p> <p>【A列4版横】</p>	品質証明記事					品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事	施工計画書	年月日	施工計画書(当初)			施工実施	年月日	臨時検査対象工程			臨時検査	年月日	臨時検査対象工程													<p>記載例:臨時検査時</p> <p>品質証明書</p> <p>工事名: _____ 工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">品質証明記事</th> </tr> <tr> <th>品質証明項目</th> <th>実施日</th> <th>箇所</th> <th>品質証明員 氏名</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工計画書</td> <td>年月日</td> <td>施工計画書(当初)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工実施</td> <td>年月日</td> <td>臨時検査対象工程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時検査</td> <td>年月日</td> <td>臨時検査対象工程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>社内検査基準又は別紙品質証明表により確認した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。</p> <p>受注者住所 氏名</p> <p>【A列4版横】</p>	品質証明記事					品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事	施工計画書	年月日	施工計画書(当初)			施工実施	年月日	臨時検査対象工程			臨時検査	年月日	臨時検査対象工程													押印の廃止
品質証明記事																																																																										
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事																																																																						
施工計画書	年月日	施工計画書(当初)																																																																								
施工実施	年月日	臨時検査対象工程																																																																								
臨時検査	年月日	臨時検査対象工程																																																																								
品質証明記事																																																																										
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事																																																																						
施工計画書	年月日	施工計画書(当初)																																																																								
施工実施	年月日	臨時検査対象工程																																																																								
臨時検査	年月日	臨時検査対象工程																																																																								
23	品質証明書 記載例:臨時検査時	<p>記載例:完成検査時</p> <p>品質証明書</p> <p>工事名: _____ 工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">品質証明記事</th> </tr> <tr> <th>品質証明項目</th> <th>実施日</th> <th>箇所</th> <th>品質証明員 氏名</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工計画書 <small>(樹立種及び木高や施工方法等の変更があった場合)</small></td> <td>年月日</td> <td>施工計画書(変更)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工実施</td> <td>年月日</td> <td>工事全般</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>完成検査</td> <td>年月日</td> <td>工事全般</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>社内検査基準又は別紙品質証明表により確認した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。</p> <p>受注者住所 氏名</p> <p>【A列4版横】</p>	品質証明記事					品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事	施工計画書 <small>(樹立種及び木高や施工方法等の変更があった場合)</small>	年月日	施工計画書(変更)			施工実施	年月日	工事全般			完成検査	年月日	工事全般													<p>記載例:完成検査時</p> <p>品質証明書</p> <p>工事名: _____ 工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">品質証明記事</th> </tr> <tr> <th>品質証明項目</th> <th>実施日</th> <th>箇所</th> <th>品質証明員 氏名</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工計画書 <small>(樹立種及び木高や施工方法等の変更があった場合)</small></td> <td>年月日</td> <td>施工計画書(変更)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工実施</td> <td>年月日</td> <td>工事全般</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>完成検査</td> <td>年月日</td> <td>工事全般</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>社内検査基準又は別紙品質証明表により確認した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。</p> <p>受注者住所 氏名</p> <p>【A列4版横】</p>	品質証明記事					品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事	施工計画書 <small>(樹立種及び木高や施工方法等の変更があった場合)</small>	年月日	施工計画書(変更)			施工実施	年月日	工事全般			完成検査	年月日	工事全般													押印の廃止
品質証明記事																																																																										
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事																																																																						
施工計画書 <small>(樹立種及び木高や施工方法等の変更があった場合)</small>	年月日	施工計画書(変更)																																																																								
施工実施	年月日	工事全般																																																																								
完成検査	年月日	工事全般																																																																								
品質証明記事																																																																										
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事																																																																						
施工計画書 <small>(樹立種及び木高や施工方法等の変更があった場合)</small>	年月日	施工計画書(変更)																																																																								
施工実施	年月日	工事全般																																																																								
完成検査	年月日	工事全般																																																																								

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） II 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	【新(令和4年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	【旧(令和3年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	改定理由																																												
24	別紙-4 品質証明員届	<p>別紙-4. 品質証明員届</p> <ol style="list-style-type: none"> 書類の目的と関連法規。 施工計画書作成時及び工事施工中において必要と認める時期及び検査（完成、既成部分、臨時検査）の事前に、契約書及び関係図書に基づき、品質確認を行う者の氏名を明らかにするための書類。（林業土木工事標準仕様書第1編 1-1-26）。 留意事項その他。 品質証明員は、当該工事に従事していない者で下記資格者。 10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士の資格を有する者。 （造園工事については、1級造園施工管理技士。電気工事については、1級電気工事施工管理技士の資格を有する者。） ただし、監督員の承認を得た場合は、この限りでない。 提出時期・部数。 ・契約締結後7日以内に提出。 ・正1部。 様式。 下記様式のとおり。 <p>（様式） 記入例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">品質証明員届</p> <p>年月日付をもって諸員契約を締結した 工事の品質証明員を 下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。</p> <p style="text-align: center;">記。</p> <p>品質証明員 ○○○○ 生年月日 年月日。</p> <p style="text-align: right;">年月日。</p> <p style="text-align: right;">現場代理人</p> <p>主任監督員、 様。</p> <p>資格及び経歴。</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>法定資格。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td rowspan="4">} 10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【A列 4版紙】</p> </div> <p>注1：資格者証の写しを添付すること。</p>	1	年	月	日	法定資格。	1	年	月	日	} 10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。	1	年	月	日	1	年	月	日	1	年	月	日	<p>別紙-4. 品質証明員届</p> <ol style="list-style-type: none"> 書類の目的と関連法規。 施工計画書作成時及び工事施工中において必要と認める時期及び検査（完成、既成部分、臨時検査）の事前に、契約書及び関係図書に基づき、品質確認を行う者の氏名を明らかにするための書類。（林業土木工事標準仕様書第1編 1-1-25）。 留意事項その他。 品質証明員は、当該工事に従事していない者で下記資格者。 10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士の資格を有する者。 （造園工事については、1級造園施工管理技士。電気工事については、1級電気工事施工管理技士の資格を有する者。） ただし、監督員の承認を得た場合は、この限りでない。 提出時期・部数。 ・契約締結後7日以内に提出。 ・正1部。 様式。 下記様式のとおり。 <p>（様式） 記入例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">品質証明員届</p> <p>年月日付をもって諸員契約を締結した 工事の品質証明員を 下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。</p> <p style="text-align: center;">記。</p> <p>品質証明員 ○○○○ 生年月日 年月日。</p> <p style="text-align: right;">年月日。</p> <p style="text-align: right;">現場代理人</p> <p>主任監督員、 様。</p> <p>資格及び経歴。</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>法定資格。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td rowspan="4">} 10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【A列 4版紙】</p> </div> <p>注1：資格者証の写しを添付すること。</p>	1	年	月	日	法定資格。	1	年	月	日	} 10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。	1	年	月	日	1	年	月	日	1	年	月	日	<p>標準仕様書その1 における表記との 整合を図る</p> <p>押印の廃止</p>
1	年	月	日	法定資格。																																												
1	年	月	日	} 10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。																																												
1	年	月	日																																													
1	年	月	日																																													
1	年	月	日																																													
1	年	月	日	法定資格。																																												
1	年	月	日	} 10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。																																												
1	年	月	日																																													
1	年	月	日																																													
1	年	月	日																																													

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） II 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	【新(令和4年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	【旧(令和3年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	改定理由																																										
25	様式-1 監督員指定・変更通知書	<p>様式-1 監督員 指定・変更 通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 様</p> <p>〇〇地域振興局農林（水産）部長、 新潟地域振興局、 津川地区振興事務所長</p> <p>年 月 日付で請負契約を締結した下記工事について監督員を指定したので建設工事請負契約第10条第1項の規定により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="385 555 898 842"> <thead> <tr> <th>工事番号</th> <th>工事名</th> <th>工事場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="385 651 898 842"> <thead> <tr> <th>監督員の区分</th> <th>所属</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> <th>職務権限等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括監督員</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>林業土木工事監督要領第2条(1)に示す事項</td> </tr> <tr> <td>主任監督員</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>林業土木工事監督要領第2条(1)、(2)に示す事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 監督員2名指定の場合は、主任監督員の職務権限等欄の(1)を削除する。 ※2 監督員1名指定の場合は、総括監督員欄のすべてを削除する。</p>	工事番号	工事名	工事場所				監督員の区分	所属	職名	氏名	職務権限等	総括監督員				林業土木工事監督要領第2条(1)に示す事項	主任監督員				林業土木工事監督要領第2条(1)、(2)に示す事項	<p>様式-1 監督員 指定・変更 通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 様</p> <p>〇〇地域振興局農林（水産）部長、 新潟地域振興局、 津川地区振興事務所長</p> <p>年 月 日付で請負契約を締結した下記工事について監督員を指定したので建設工事請負契約第10条第1項の規定により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1189 555 1702 842"> <thead> <tr> <th>工事番号</th> <th>工事名</th> <th>工事場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1189 651 1702 842"> <thead> <tr> <th>監督員の区分</th> <th>所属</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> <th>職務権限等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括監督員</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>林業土木工事監督要領第2条(1)に示す事項</td> </tr> <tr> <td>主任監督員</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>林業土木工事監督要領第2条(1)、(2)に示す事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 監督員2名指定の場合は、主任監督員の職務権限等欄の(1)を削除する。 ※2 監督員1名指定の場合は、総括監督員欄のすべてを削除する。</p>	工事番号	工事名	工事場所				監督員の区分	所属	職名	氏名	職務権限等	総括監督員				林業土木工事監督要領第2条(1)に示す事項	主任監督員				林業土木工事監督要領第2条(1)、(2)に示す事項	押印の廃止
工事番号	工事名	工事場所																																												
監督員の区分	所属	職名	氏名	職務権限等																																										
総括監督員				林業土木工事監督要領第2条(1)に示す事項																																										
主任監督員				林業土木工事監督要領第2条(1)、(2)に示す事項																																										
工事番号	工事名	工事場所																																												
監督員の区分	所属	職名	氏名	職務権限等																																										
総括監督員				林業土木工事監督要領第2条(1)に示す事項																																										
主任監督員				林業土木工事監督要領第2条(1)、(2)に示す事項																																										

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） II 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	【新(令和4年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	【旧(令和3年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	改定理由																														
26	様式-2 工期変更協議書	<p>様式-2.</p> <p>工期変更協議書</p> <p>年 月 日付で請負契約を締結した下記工事について、建設工事請負基準、 ※約款第 16 条第 7 項に基づき工期の変更について協議した結果のとおり確認する。</p> <p>記。</p> <table border="1" data-bbox="360 435 862 659"> <thead> <tr> <th>工 事 番 号</th> <th>工 事 名</th> <th>工 事 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>工 事 日 数</td> <td colspan="2">工事日数 日数を 日数に変更する。</td> </tr> <tr> <td>竣 工 期 限</td> <td colspan="2">竣工期限 年 月 日を 年 月 日迄に変更する。</td> </tr> <tr> <td>工 期 変 更 協 議 内 容</td> <td colspan="2"> </td> </tr> </tbody> </table> <p>年 月 日。</p> <p>新潟県知事 ○〇地域振興局農林（水産）振興部長、 新潟地域振興局津川地区振興事務所長。</p> <p>受注者氏名</p> <p>※約款第 16 条第 7 項、約款第 18 条第 1 項、約款第 19 条第 6 項、約款第 20 条、約款第 21 条第 4 項、 約款第 22 条、約款第 23 条第 1 項及び約款第 40 条第 2 項のいずれかを〔 〕に適用する。</p>	工 事 番 号	工 事 名	工 事 場 所				工 事 日 数	工事日数 日数を 日数に変更する。		竣 工 期 限	竣工期限 年 月 日を 年 月 日迄に変更する。		工 期 変 更 協 議 内 容			<p>様式-2.</p> <p>工期変更協議書</p> <p>年 月 日付で請負契約を締結した下記工事について、建設工事請負基準、 ※約款第 16 条第 7 項に基づき工期の変更について協議した結果のとおり確認する。</p> <p>記。</p> <table border="1" data-bbox="1211 435 1713 659"> <thead> <tr> <th>工 事 番 号</th> <th>工 事 名</th> <th>工 事 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>工 事 日 数</td> <td colspan="2">工事日数 日数を 日数に変更する。</td> </tr> <tr> <td>竣 工 期 限</td> <td colspan="2">竣工期限 年 月 日を 年 月 日迄に変更する。</td> </tr> <tr> <td>工 期 変 更 協 議 内 容</td> <td colspan="2"> </td> </tr> </tbody> </table> <p>年 月 日。</p> <p>新潟県知事 ○〇地域振興局農林（水産）振興部長、 新潟地域振興局津川地区振興事務所長。</p> <p>受注者氏名</p> <p>※約款第 16 条第 7 項、約款第 18 条第 1 項、約款第 19 条第 6 項、約款第 20 条、約款第 21 条第 4 項、 約款第 22 条、約款第 23 条第 1 項及び約款第 40 条第 2 項のいずれかを〔 〕に適用する。</p>	工 事 番 号	工 事 名	工 事 場 所				工 事 日 数	工事日数 日数を 日数に変更する。		竣 工 期 限	竣工期限 年 月 日を 年 月 日迄に変更する。		工 期 変 更 協 議 内 容			押印の廃止
工 事 番 号	工 事 名	工 事 場 所																																
工 事 日 数	工事日数 日数を 日数に変更する。																																	
竣 工 期 限	竣工期限 年 月 日を 年 月 日迄に変更する。																																	
工 期 変 更 協 議 内 容																																		
工 事 番 号	工 事 名	工 事 場 所																																
工 事 日 数	工事日数 日数を 日数に変更する。																																	
竣 工 期 限	竣工期限 年 月 日を 年 月 日迄に変更する。																																	
工 期 変 更 協 議 内 容																																		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） II 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	【新(令和4年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	【旧(令和3年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	改定理由																																																																																																																								
28	様式-4 履行状況報告書	<p>様式-4 履行状況報告書 年月日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-3②に基づく履行状況を報告します。</p> <p>受注者</p> <p>工事名 工事 現場代理人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約工期</th> <th colspan="2">年月日～年月日(日)</th> <th></th> </tr> <tr> <th>月別</th> <th>予定工程(%) (変更)</th> <th>実施工程(%)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>25</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>30</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>40 (35)</td><td>36</td><td>(年 月末の出来高)</td></tr> <tr><td>10</td><td>50 (45)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>60 (55)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>75 (70)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>85 (85)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>100 (95)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>(100)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>記事</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>年月日</p> <p>受注者監督員名</p> <p>※1 履行状況報告は契約工期のほぼ中間に行うものとするが、監督員が指示した場合は指示した時期に報告する。 ※2 実施工程は前月までの出来高累計とする。</p>	契約工期	年月日～年月日(日)			月別	予定工程(%) (変更)	実施工程(%)	備考	4	0	0		5	5	5		6	15	13		7	25	20		8	30	25		9	40 (35)	36	(年 月末の出来高)	10	50 (45)			11	60 (55)			12	75 (70)			1	85 (85)			2	100 (95)			3	(100)			記事				<p>様式-4 履行状況報告書 年月日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-3①に基づく履行状況を報告します。</p> <p>受注者</p> <p>工事名 工事 現場代理人 印</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約工期</th> <th colspan="2">年月日～年月日(日)</th> <th></th> </tr> <tr> <th>月別</th> <th>予定工程(%) (変更)</th> <th>実施工程(%)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>25</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>30</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>40 (35)</td><td>36</td><td>(年 月末の出来高)</td></tr> <tr><td>10</td><td>50 (45)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>60 (55)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>75 (70)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>85 (85)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>100 (95)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>(100)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>記事</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>年月日</p> <p>受注者監督員名</p> <p>※1 履行状況報告は契約工期のほぼ中間に行うものとするが、監督員が指示した場合は指示した時期に報告する。 ※2 実施工程は前月までの出来高累計とする。</p>	契約工期	年月日～年月日(日)			月別	予定工程(%) (変更)	実施工程(%)	備考	4	0	0		5	5	5		6	15	13		7	25	20		8	30	25		9	40 (35)	36	(年 月末の出来高)	10	50 (45)			11	60 (55)			12	75 (70)			1	85 (85)			2	100 (95)			3	(100)			記事				<p>標準仕様書その1 における表記との 整合を図る</p> <p>押印の廃止</p>
契約工期	年月日～年月日(日)																																																																																																																											
月別	予定工程(%) (変更)	実施工程(%)	備考																																																																																																																									
4	0	0																																																																																																																										
5	5	5																																																																																																																										
6	15	13																																																																																																																										
7	25	20																																																																																																																										
8	30	25																																																																																																																										
9	40 (35)	36	(年 月末の出来高)																																																																																																																									
10	50 (45)																																																																																																																											
11	60 (55)																																																																																																																											
12	75 (70)																																																																																																																											
1	85 (85)																																																																																																																											
2	100 (95)																																																																																																																											
3	(100)																																																																																																																											
記事																																																																																																																												
契約工期	年月日～年月日(日)																																																																																																																											
月別	予定工程(%) (変更)	実施工程(%)	備考																																																																																																																									
4	0	0																																																																																																																										
5	5	5																																																																																																																										
6	15	13																																																																																																																										
7	25	20																																																																																																																										
8	30	25																																																																																																																										
9	40 (35)	36	(年 月末の出来高)																																																																																																																									
10	50 (45)																																																																																																																											
11	60 (55)																																																																																																																											
12	75 (70)																																																																																																																											
1	85 (85)																																																																																																																											
2	100 (95)																																																																																																																											
3	(100)																																																																																																																											
記事																																																																																																																												

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） II 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	【新(令和4年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	【旧(令和3年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	改定理由																																																																																								
29	様式-5 材料確認書(立会・机上)	<p>様式-5.</p> <p>材料確認書(立会・机上)</p> <p>年月日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-23に基づく検査(確認を含む)を願います。</p> <p>受注者</p> <p>工事名 工事 現場代理人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">① 材料名</th> <th rowspan="2">② 品質、規格</th> <th rowspan="2">③ 単位</th> <th rowspan="2">④ 輸入数量</th> <th colspan="2">⑤ 確認欄</th> <th rowspan="2">⑥ 備考(判定)</th> </tr> <tr> <th>確認年月日</th> <th>確認方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) 圧延鋼材</td> <td>SM50A</td> <td>㎡</td> <td>15</td> <td>年月日</td> <td>ミルシート及び材料試験</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック</td> <td>1,000×1,000×500控</td> <td>㎡</td> <td>100</td> <td>年月日</td> <td>目視による検査 コンクリートの強度の確認</td> <td>欠損ブロック1個を不合格とした</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について材料を検査し確認した。</p> <p>年月日</p> <p>監督員名</p> <p>※1 この確認は監督技術基準別表-1に定めた材料である。 ※2 ①、②、③、④は受注者が記入、⑤、⑥は監督員が記入する。</p>	① 材料名	② 品質、規格	③ 単位	④ 輸入数量	⑤ 確認欄		⑥ 備考(判定)	確認年月日	確認方法	(例) 圧延鋼材	SM50A	㎡	15	年月日	ミルシート及び材料試験	合格	コンクリートブロック	1,000×1,000×500控	㎡	100	年月日	目視による検査 コンクリートの強度の確認	欠損ブロック1個を不合格とした																						<p>様式-5.</p> <p>材料確認書(立会・机上)</p> <p>年月日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-22に基づく検査(確認を含む)を願います。</p> <p>受注者</p> <p>工事名 工事 現場代理人 印</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">① 材料名</th> <th rowspan="2">② 品質、規格</th> <th rowspan="2">③ 単位</th> <th rowspan="2">④ 輸入数量</th> <th colspan="2">⑤ 確認欄</th> <th rowspan="2">⑥ 備考(判定)</th> </tr> <tr> <th>確認年月日</th> <th>確認方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) 圧延鋼材</td> <td>SM50A</td> <td>㎡</td> <td>15</td> <td>年月日</td> <td>ミルシート及び材料試験</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック</td> <td>1,000×1,000×500控</td> <td>㎡</td> <td>100</td> <td>年月日</td> <td>目視による検査 コンクリートの強度の確認</td> <td>欠損ブロック1個を不合格とした</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について材料を検査し確認した。</p> <p>年月日</p> <p>監督員名</p> <p>※1 この確認は監督技術基準別表-1に定めた材料である。 ※2 ①、②、③、④は受注者が記入、⑤、⑥は監督員が記入する。</p>	① 材料名	② 品質、規格	③ 単位	④ 輸入数量	⑤ 確認欄		⑥ 備考(判定)	確認年月日	確認方法	(例) 圧延鋼材	SM50A	㎡	15	年月日	ミルシート及び材料試験	合格	コンクリートブロック	1,000×1,000×500控	㎡	100	年月日	目視による検査 コンクリートの強度の確認	欠損ブロック1個を不合格とした																						<p>標準仕様書その1における表記との整合を図る</p> <p>押印の廃止</p>
① 材料名	② 品質、規格	③ 単位					④ 輸入数量	⑤ 確認欄		⑥ 備考(判定)																																																																																		
			確認年月日	確認方法																																																																																								
(例) 圧延鋼材	SM50A	㎡	15	年月日	ミルシート及び材料試験	合格																																																																																						
コンクリートブロック	1,000×1,000×500控	㎡	100	年月日	目視による検査 コンクリートの強度の確認	欠損ブロック1個を不合格とした																																																																																						
① 材料名	② 品質、規格	③ 単位	④ 輸入数量	⑤ 確認欄		⑥ 備考(判定)																																																																																						
				確認年月日	確認方法																																																																																							
(例) 圧延鋼材	SM50A	㎡	15	年月日	ミルシート及び材料試験	合格																																																																																						
コンクリートブロック	1,000×1,000×500控	㎡	100	年月日	目視による検査 コンクリートの強度の確認	欠損ブロック1個を不合格とした																																																																																						

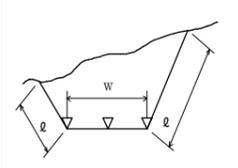
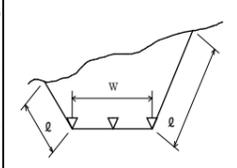
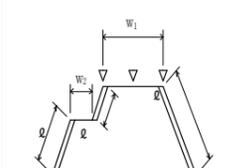
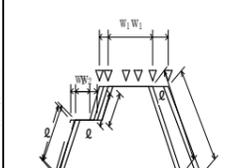
新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） II 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	【新(令和4年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	【旧(令和3年度)】 II 林業土木工事監督技術基準	改定理由																																														
30	様式-6 段階確認書(立会・机上)	<p>様式-6 段階確認書(立会・机上) 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-2.4に基づき検査(確認を含む)をお願いします。</p> <p>受注者 _____</p> <p>工事名 _____ 工事 _____ 現場代理人 _____</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>① 工種</th> <th>② 細別</th> <th>③ 確認時期</th> <th>④ 確認項目</th> <th>⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">設計図書に定めた工事種</td> <td>(例-1) 矢板工</td> <td>鋼矢板Ⅱ型</td> <td>打ち込み時</td> <td>L=〇〇mm T=〇〇mm</td> <td>年月日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、写真をとること。</td> </tr> <tr> <td>(例-2) 深礎工</td> <td>φ2,000mm</td> <td>掘削完了時</td> <td>支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量</td> <td>年月日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(×軸、Y軸)を示す図を作成すること。</td> </tr> <tr> <td>監督員が指示した工事種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について段階確認を実施し確認した。 年 月 日 監督員名 _____</p> <p>※①②③は、受注者が記入。 ④⑤は、監督員が記入。</p>	区分	① 工種	② 細別	③ 確認時期	④ 確認項目	⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)	設計図書に定めた工事種	(例-1) 矢板工	鋼矢板Ⅱ型	打ち込み時	L=〇〇mm T=〇〇mm	年月日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、写真をとること。	(例-2) 深礎工	φ2,000mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量	年月日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(×軸、Y軸)を示す図を作成すること。	監督員が指示した工事種						<p>様式-6 段階確認書(立会・机上) 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-2.3に基づき検査(確認を含む)をお願いします。</p> <p>受注者 _____</p> <p>工事名 _____ 工事 _____ 現場代理人 _____ 印 _____</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>① 工種</th> <th>② 細別</th> <th>③ 確認時期</th> <th>④ 確認項目</th> <th>⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">設計図書に定めた工事種</td> <td>(例-1) 矢板工</td> <td>鋼矢板Ⅱ型</td> <td>打ち込み時</td> <td>L=〇〇mm T=〇〇mm</td> <td>年月日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、写真をとること。</td> </tr> <tr> <td>(例-2) 深礎工</td> <td>φ2,000mm</td> <td>掘削完了時</td> <td>支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量</td> <td>年月日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(×軸、Y軸)を示す図を作成すること。</td> </tr> <tr> <td>監督員が指示した工事種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について段階確認を実施し確認した。 年 月 日 監督員名 _____</p> <p>※①②③は、受注者が記入。 ④⑤は、監督員が記入。</p>	区分	① 工種	② 細別	③ 確認時期	④ 確認項目	⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)	設計図書に定めた工事種	(例-1) 矢板工	鋼矢板Ⅱ型	打ち込み時	L=〇〇mm T=〇〇mm	年月日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、写真をとること。	(例-2) 深礎工	φ2,000mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量	年月日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(×軸、Y軸)を示す図を作成すること。	監督員が指示した工事種						<p>改定理由</p> <p>押印の廃止</p>
区分	① 工種	② 細別	③ 確認時期	④ 確認項目	⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)																																													
設計図書に定めた工事種	(例-1) 矢板工	鋼矢板Ⅱ型	打ち込み時	L=〇〇mm T=〇〇mm	年月日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、写真をとること。																																													
	(例-2) 深礎工	φ2,000mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量	年月日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(×軸、Y軸)を示す図を作成すること。																																													
監督員が指示した工事種																																																		
区分	① 工種	② 細別	③ 確認時期	④ 確認項目	⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)																																													
設計図書に定めた工事種	(例-1) 矢板工	鋼矢板Ⅱ型	打ち込み時	L=〇〇mm T=〇〇mm	年月日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、写真をとること。																																													
	(例-2) 深礎工	φ2,000mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量	年月日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(×軸、Y軸)を示す図を作成すること。																																													
監督員が指示した工事種																																																		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） Ⅲ林業土木工事施工管理基準 新旧対照表

ページ	【新(令和4年度)】Ⅲ林業土木工事施工管理基準	【旧(令和3年度)】Ⅲ林業土木工事施工管理基準	改定理由
2	<p>7. その他 (2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理（参考） ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について（通知）」（令和3年10月12日付け技第700号）の規定によるものとする。</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締め固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領（案）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</p> <p>地盤改良工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事的物あるいは現地 地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>7. その他 (2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理（参考） ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「ICTの全面的な活用」試行対象の拡大及び積算基準の改定について（通知）」（令和2年10月8日付け技第704号）の規定によるものとする。</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締め固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領（案）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（路面切削工編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>地盤改良工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事的物あるいは現地 地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。</p>

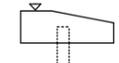
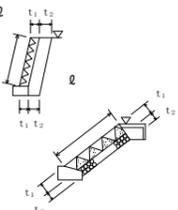
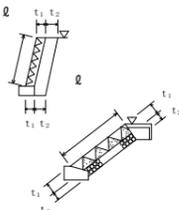
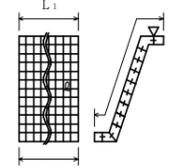
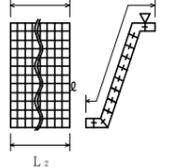
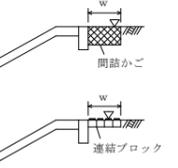
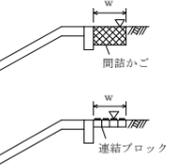
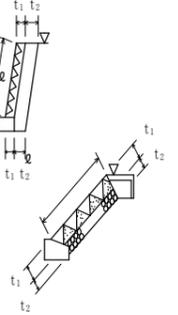
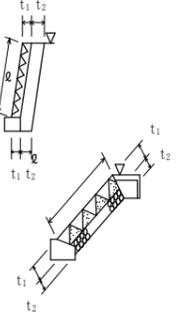
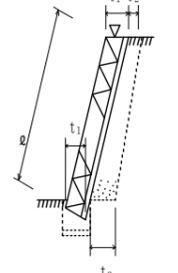
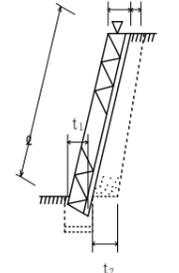
新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

新								旧								改定理由																									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																			
1 共通編	2 土工	4 林道土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2		1 共通編	2 土工	4 林道土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																		
						法長ℓ	ℓ<5m											-200																							
							ℓ≥5m											法長-4%																							
						幅 w	-100																																		
						1-2-4-2 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。																																			
						1-2-4-2 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																																			
			1-2-4-2 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																																						
			1-2-4-2 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																																						
			1-2-4-2 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																																						
			1-2-4-2 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																																						
			3 4			1	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4		3 4			1	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。															
									法長ℓ	ℓ<5m											-100																				
ℓ≥5m	法長-2%																																								
幅 w ₁ , w ₂	-100																																								
1-2-4-3 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																																									
1-2-4-4 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																																									
1-2-4-3 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																																									
1-2-4-4 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																																									

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

新										旧										改定理由									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由					
3	1	3	5	3	縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所		3-1-3-5	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	3	1	3	5	3	縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所	3-1-3-5	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。							
						表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点	3-1-3-24	測定箇所を表す挿絵が不明瞭なため改定。																			
				仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下																							
				24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点	3-1-3-24	測定箇所を表す挿絵が不明瞭なため改定。																		
29	1	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-29																					
				延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。																							
				29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-29																		
				幅 w ₁ , w ₂	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。																							
深さ h	-30																												
延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。																											
3	1	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-4-3																			
						幅 w	-30																						
						高さ h	-30																						
						延長 L	-200																						

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

新										旧										改定理由								
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要						
3	林業土木工事共通編	1	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-4-3	3	林業土木工事共通編	1	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-4-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。				
						延長 L	-200	延長 L										-200										
		5	石・ブロック積（張）工	3	1	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	5	石・ブロック積（張）工	3	1	5	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-1-5-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。		
								法長ℓ	ℓ≥3m												-100	法長ℓ					ℓ≥3m	-100
								厚さ（ブロック積張） t ₁	-50												厚さ（ブロック積張） t ₁	-50						
								厚さ（裏込） t ₂	-50												厚さ（裏込） t ₂	-50						
延長 L	-200							延長 L	-200																			
3	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-5-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。													
		法 長 ℓ	-100							法 長 ℓ	-100																	
		延長 L ₁ , L ₂	-200							延長 L ₁ , L ₂	-200																	
3	林業土木工事共通編	1	5	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	3	林業土木工事共通編	1	5	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-5-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。					
						幅 w	-100											幅 w	-100									
						延長 L	-200											延長 L	-200									
		4	緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	4	緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。												
				法長ℓ	ℓ<3m						-50	法長ℓ					ℓ<3m	-50										
					ℓ≥3m						-100						ℓ≥3m	-100										
				厚さ（ブロック） t ₁	-50						厚さ（ブロック） t ₁	-50																
				厚さ（裏込） t ₂	-50						厚さ（裏込） t ₂	-50																
		延長 L	-200	延長 L	-200																							
		5	石積（張）工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	5	石積（張）工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-5	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。												
法長ℓ	ℓ<3m			-50	法長ℓ						ℓ<3m	-50																
	ℓ≥3m			-100							ℓ≥3m	-100																
厚さ（石積・張） t ₁	-50			厚さ（石積・張） t ₁	-50																							
厚さ（裏込） t ₂	-50			厚さ（裏込） t ₂	-50																							
延長 L	-200			延長 L	-200																							

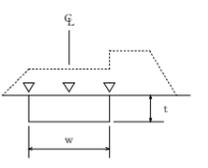
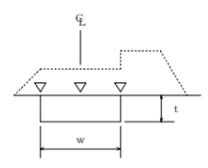
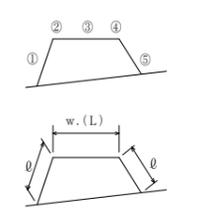
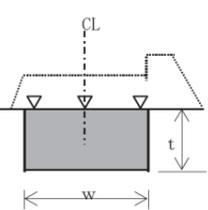
新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

新										旧										改定理由																																																																																																																																																																																																																																						
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種		測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																																																																																																																																																																														
3	林業土木工事共通編	1	一般施工	7	一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	厚 さ	-45	-45	-15	-15	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	厚 さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	厚 さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	—	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-7	3	林業土木工事共通編	1	一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	—	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-7

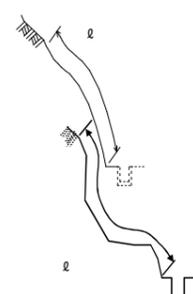
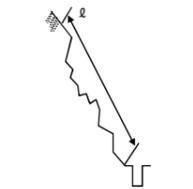
新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

新										旧										改定理由																																																																																																												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																																																																																																						
3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 コープ採取について 橋面舗装等でコープ採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 コープ採取について 橋面舗装等でコープ採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	幅	-25		-	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 コープ採取について 橋面舗装等でコープ採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	平坦性	-		-	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 コープ採取について 橋面舗装等でコープ採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)																																															
						8	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽										±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。										3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工									8	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽									±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。										3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工										8	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	厚 さ	-45		-15	厚さは、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	幅	-50		-	厚さは、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工																				
									厚 さ										-25	-30	-8																										幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。									3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工																											7 一 般 舗 装 工	8	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工									厚 さ	-25	-30	-8									幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	幅	-50		-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工
									幅										-50		-																																																																												幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工																	7 一 般 舗 装 工	8	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工								
			厚 さあるいは標高較差	-22		-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚 さあるいは標高較差	-22		-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	平坦性	-		-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)																																																																													
			目地段差	±2											隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編									1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	10									コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)																																																																																									
			目地段差	±2																																				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-7-8										3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)																																																																							
			目地段差	±2																																																						隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-7-8	3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)																																																														

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

新								旧								改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木 工事共通 編	1 一般 施工	8 地盤 改良 工	2		路床安定処理工	基準高 ∇	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-8-2	3 土木 工事共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	2		路床安定処理工	基準高 ∇	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-1-7-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
						施工厚さ t	-50															
						幅 w	-100															
						延長 L	-200															
	8 地盤 改良 工	4	2		表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」に記載の全体改良範囲図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		3-1-8-4		3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。										
						法 長 ℓ	-500															
						天 端 幅 w	-300															
						天端延長 L	-500															
	8 地盤 改良 工	9	3		固結工 (中層混合処理工)	基準高 ∇	設計値以上	1,000m~4,000mにつき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-8-9			3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。									
施工厚さ t						設計値以上																
幅 w						設計値以上																
延長 L						設計値以上																

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

新										旧										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要			
3	林業土木工事共通編	1	15	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	$\ell < 5m$	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-15-2	3	1	15	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	$\ell < 5m$	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-1-15-2	3	1-15-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
								$\ell \geq 5m$	法長の-4%																
							盛土法長 ℓ	$\ell < 5m$	-100																
		$\ell \geq 5m$	法長の-2%																						
			延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																				
3	林業土木工事共通編	15	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	$\ell < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-15-2	3	15	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	$\ell < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-1-15-2	3	1-15-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。		
							$\ell \geq 5m$	法長の-4%																	
						厚さ t	$t < 5cm$	-10																	
		$t \geq 5cm$	-20																						
			延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																				
3	林業土木工事共通編	15	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-15-3	3	15	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	3-1-15-3	3	1-15-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。		
							$\ell \geq 3m$	-100																	
						厚さ t	$t < 5cm$	-10																	
		$t \geq 5cm$	-20																						
			延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																				

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	新								旧							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	8 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため
	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため	
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)		○			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○				温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○	
11 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	/	延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	/	11 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	/	延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	/	誤植
14 アンカー工	施工		モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018 1	10～18秒 Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		/	14 アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		/	試験基準の記載にともなう
15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法 (JIS A 1214)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JISA1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	/	15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法 (JIS A 1214)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) であり、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JISA1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	/	試験基準の記載にともなう
				最大粒径>53mm：突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	また、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JISA1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上					また、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) であり、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JISA1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	試験基準の記載にともなう	

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	新								旧							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214)	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214)	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			試験基準の記載にともなう
				最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-256) 突砂法	【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ 。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。													
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			試験基準の記載にともなう	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。							または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。					

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2)

VI 写真撮影要領

新旧対照表

ページ	新	旧	改正理由
	写真管理基準 (案)	写真管理基準 (案)	
1	<p>1-1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p>	<p>1-1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p>	<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」の削除に伴う。</p>
1	<p>2-2 撮影方法</p> <p>写真撮影に当たっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が半読できるように被写体とともに写し込むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合には、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p>	<p>2-2 撮影方法</p> <p>写真撮影に当たっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が半読できるように被写体とともに写し込むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合には、別途拡大写真を撮影する。また、「電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)[工事編](新潟県)」に規定する写真タイトルに、工種・種別、細別、設計寸法、実測寸法の施工管理値を記載する。</p> <p>また、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入を行うデジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下「小黒板」という。）については、下記のとおりとする。</p> <p>電子黒板の使用にあたっては、受注者が工事打合せ簿により電子黒板を使用する旨を申し出、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>監督員が承諾する場合、工事打合せ簿にて「デジタル工事写真の小黒板情報電子化基準による電子黒板の使用を承諾する。」と記載し、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化基準」を添付のこと。</p> <p>なお、受注者は使用内容について施工計画書に記載することとする。</p>	<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」の削除に伴う。</p>

ページ	新	旧	改正理由
1	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和3年10月12日付け技第700号)の規定によるものとする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」試行対象の拡大及び積算基準の改定について(通知)」(令和2年10月8日付け技第704号)の規定によるものとする。 「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体194搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。</p>
2	<p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p>	<p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の黒板情報電子化基準」に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p>	

ページ	新	旧	改正理由
2	<p>2-6 撮影の仕様 (2)有効画素数については、小黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度～300万画素程度=1200×900程度～2000×1500程度)。 映像と読み替える場合は、以下も追加する。</p>	<p>2-6 撮影の仕様 (2)有効画素数については、小黒板の文字が判読できることを指標とし、「電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)[工事編]」(新潟県)による。 映像と読み替える場合は、以下も追加する。</p>	土木部標準仕様書に準拠
2	<p>3 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。</p>	<p>3 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)[工事編]」(新潟県)に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合には、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p>	土木部標準仕様書に準拠
2	<p>4 その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (2)フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準 (案) 令和2年3月(土木部)」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱い を定めるものとする。</p>	<p>4 その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所であり、その仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」を参照のこと。</p>	土木部標準仕様書に準拠

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） VI 写真撮影要領（撮影箇所一覧表（全体）） 新旧対照表

ページ	改定案（令和4年度版）					現行（令和3年度版）					改定理由	
	撮影箇所一覧表（全体）					撮影箇所一覧表（全体）						
	区分		写真管理項目		摘要	区分		写真管理項目		摘要		
		撮影項目	撮影頻度[時期]	撮影項目		撮影頻度[時期]	提出頻度 解除					
3	着手前・完成	着手前	全景または代表部分写真	着手前1回[着手前]	工事履行届けに添付する。	着手前・完成	着手前	全景または代表部分写真	着手前1回[着手前]	不要	工事履行届けに添付する。	提出頻度の削除
		完成	全景または代表部分写真	施工完了後1回[完成後]		完成	完成	全景または代表部分写真	施工完了後1回[完成後]			
	施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕		施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	不要		提出頻度の削除
			施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕				施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜		
				高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付				高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	
		仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所1回〔施工前後〕			仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所1回〔施工前後〕	代表箇所1枚		
		図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕			図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事打合せ簿に添付する。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定
			ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納))〔発生時〕									
			ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上移動体搭載型レーザーキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザーキャナー(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)による場合は、計測毎に1回〔発生時〕〔発生時〕									
	4	安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類ごとに1回[設置後]	実施状況資料に添付する。	安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類ごとに1回[設置後]	不要	
各種保安施設の設置状況				各種類ごとに1回[設置後]	各種保安施設の設置状況				各種類ごとに1回[設置後]			
監視員交通整理状況				各1回[作業中]	監視員交通整理状況				各1回[作業中]			
安全訓練等の実施状況				実施ごとに1回[実施中]	安全訓練等の実施状況				実施ごとに1回[実施中]			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） VI 写真撮影要領（撮影箇所一覧表（全体）） 新旧対照表

ページ	改定案（令和4年度版）					現行（令和3年度版）					改定理由	
	撮影箇所一覧表（全体）					撮影箇所一覧表（全体）						
	区分		写真管理項目			摘要	区分		写真管理項目			摘要
使用材料	使用材料	撮影項目	撮影頻度[時期]	品質証明に添付する	撮影項目		撮影頻度[時期]	提出頻度 解除	品質証明に添付する			
		4	使用材料			使用材料	形状寸法、使用数量、保管状況	各品目ごとに1回[使用前]		品質証明に添付する	使用材料	使用材料
品質証明（JISマーク表示）	各品目ごとに1回			品質証明（JISマーク表示）	各品目ごとに1回							
検査実施状況	各品目ごとに1回[検査時]			検査実施状況	各品目ごとに1回[検査時]							
品質管理			別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影 不可視部分の施工			品質管理	品質管理		別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影 不可視部分の施工			提出頻度の削除
出来形管理			別添 撮影箇所一覧表（出来型管理）に準じて撮影 不可視部分の施工				出来形管理		別添 撮影箇所一覧表（出来型管理）に準じて撮影 不可視部分の施工			
			出来型管理基準が定められていない	監督員と協議事項					出来型管理基準が定められていない	監督員と協議事項		
災害	被災状況		被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]		災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	適宜		提出頻度欄の削除
事故	事故報告		事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	発生前は付近の写真でも可	事故	事故報告	事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	適宜	発生前は付近の写真でも可	提出頻度の削除
補償関係 ほか	補償関係		被害または損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]		補償関係 ほか	補償関係	被害または損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	適宜		提出頻度の削除
	環境対策、現場環境改善等		各施設設置状況	各種ごと1回 [設置後]			環境対策、現場環境改善等	各施設設置状況	各種ごと1回 [設置後]	適宜		提出頻度の削除

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）							旧（令和3年度版）							改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	4		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2	1 共 通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	4		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-4	3次元計測技術を
						法長 ※右のいずれかで撮 影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削 後〕								法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削 後〕			
						「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)土工編多点計測技術(面管理 の場合)」による場合は 1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮 影 ・TS等の設置状 況と出来形計 測対象点上の プリズムの設置 状況(プリズムが 必要な場合の み)がわかるよう に撮影								「TS等光波方式を用いた出来形管理 要領(土工編(案))」、「TS(ノンプリ ズム方式)を用いた出来形管理要領(土 工編(案))」、「RTK-GNSSを用いた 出来形管理要領(土工編(案))」、「地 上型レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(土工編(案))」、「無人航 空機搭載型レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(土工編(案))」、 「地上移動体搭載型レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要領(土工 編(案))」 による場合は 1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮 影 ・TS等の設置状 況と出来形計 測対象点上のプリ ズムの設置状況(プ リズムが必要な場 合のみ)がわかる ように撮影			
	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案) 土工編多点計測技術(面管 理の場合)」における空中写真測量 (UAV)」に基づき写真測量に用いた画 像を納品する場合には、写真管理に代 えることができる。		「空中写真測量(無人航空機)を用い た出来形管理要領(土工編(案))」 に基づき写真測量に用いた画像を納 品する場合には、写真管理に代えるこ とができる。																

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）							旧（令和3年度版）							改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
1 共通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2	1 共 通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。		
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕								法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕				・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。								「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。					

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）							旧（令和3年度版）							改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-4-3	1 共 通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
							〔TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領〕における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要									〔TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領〕における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要			
					締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕								締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕				
					法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕								法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕				
						〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）〕による場合は1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影							〔TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）〕、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は1工事1回 〔掘削後〕			・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影		
						〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）〕に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。								〔空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）〕に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。					
1 共通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	5		盛土補強工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	厚さ	120mまたは1施工箇所に1回〔施工後〕	1-2-4-5	1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		盛土補強工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	厚さ	120mまたは1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-5	

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）							旧（令和3年度版）							改定理由					
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番		工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	7	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	3	1	7	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-7-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後]			
3	1	7	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	3	1	7	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-7-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後]			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）							旧（令和3年度版）							改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	7	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	3	1	7	7	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-7-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						修正状況	各層毎400mに1回 [修正後]									修正状況	各層毎400mに1回 [修正後]			
						厚さ	1,000㎡に1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多 点計測技術(面管理の場合)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理す る場合は各層毎1工事に1回 [修正後]									厚さ	1,000㎡に1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要			
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多 点計測技術(面管理の場合)」による 場合は各層毎1工事に1回 [修正後]							幅	各層毎80mに1回 [修正後]					
3	1	7	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	3	1	7	7	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-7-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						修正状況	各層毎400mに1回 [修正後]									修正状況	各層毎400mに1回 [修正後]			
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多 点計測技術(面管理の場合)」による 場合は各層毎1工事に1回 [修正後]									幅	各層毎80mに1回 [修正後]			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）							旧（令和3年度版）							改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	7	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-1-7-7	3	1	7	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚	3-1-7-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後]			
3	1	7	8	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-8	3	1	7	8	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後]			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）							旧（令和3年度版）							改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	7	8	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-8	3	1	7	8	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]			
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]							幅	各層毎80mに1回 [整正後]					
3	1	7	8	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-8	3	1	7	8	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要			
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]							幅	各層毎80mに1回 [整正後]					

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）							旧（令和3年度版）							改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	7	8	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-1-7-8	3	1	7	8	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事(1回) [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後]			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）										旧（令和3年度版）					改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	7	8	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-1-7-8	3	1	7	8	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	代表箇所 各1枚	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 [据付後]								スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 [据付後]			
						鉄網寸法 位置	80mに1回 [据付後]								鉄網寸法 位置	80mに1回 [据付後]			
						平坦性	1工事1回 [実施中]								平坦性	1工事1回 [実施中]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多 点計測技術(面管理の場合)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理す る場合は各層毎1工事に1回 [修正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後]			
目地段差	1工事に1回	目地段差	1工事に1回																
3	1	7	8	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-8	3	1	7	8	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						整正状況	各層毎400mに1回 [修正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [修正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多 点計測技術(面管理の場合)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理す る場合は各層毎1工事に1回 [修正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [修正後]			
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多 点計測技術(面管理の場合)」による 場合は各層毎1工事に1回 [修正後]								幅	各層毎80mに1回 [修正後]			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）										旧（令和3年度版）					改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	7	8	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-8	3	1	7	8	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後]			
3	1	7	8	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-8	3	1	7	8	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後]			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）							旧（令和3年度版）							改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	7	8	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-1-7-8	3	1	7	8	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事(1回) [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後]			
3	1	7	8	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	3-1-7-8	3	1	7	8	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後]			
						平坦性	1工事1回 [実施中]								平坦性	1工事1回 [実施中]			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）							旧（令和3年度版）							改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	7	8	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-7-8	3	1	7	8	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕								鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕			
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕								横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕			
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タイ バー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕								縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タイ バー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕			
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕								平坦性	1工事に1回 〔実施中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は 打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多 点計測技術(面管理の場合)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理す る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は 打設前後〕			
						目地段差	1工事に1回								目地段差	1工事に1回			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）							旧（令和3年度版）							改定理由					
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番		工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	7	9		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 [施工後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多 点計測技術(面管理の場合)」による 場合は1工事に1回 [施工後]	3-1-6-15	3	1	7	9		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-6-15	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
3	1	8	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 [打込後]	3-1-7-9	3	1	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 [打込後]	代表箇所 各1枚	3-1-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						深度	1施工箇所に1回 [打込前後] ただし、(スラリー攪拌工)において、 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)固結工(スラリー攪拌 工)編」により出来形管理資料を提出 する場合は、出来形管理に関わる 写真管理項目を省略できる。								深度	1施工箇所に1回 [打込前後] ただし、(スラリー攪拌工)において、 「施工履歴データを用いた出来形管 理要領(固結工(スラリー攪拌工)編 (案)」により出来形管理資料を提出 する場合は、出来形管理に関わる写 真管理項目を省略できる。			
3	1	8	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3につき1回、又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1回。 [施工厚さ 施工中] [幅 施工後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)表層安定処 理等・固結工(中層混合処理)編」に より出来形管理資料を提出する場 合は、出来形管理に関わる写真管 理項目を省略できる。	3-1-7-9	3	1	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3につき1回、又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1回。 [施工厚さ 施工中] [幅 施工後] ただし、「施工履歴データを用いた出 来形管理要領(表層安定処理等・中 層地盤改良工事編)(案)」により出来 形管理資料を提出する場合は、出来 形管理に関わる写真管理項目を省 略できる。	代表箇所 各1枚	3-1-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和4年度版）							旧（令和3年度版）							改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	1	15	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	法長、 幅、 高さ、	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	3-1-15-4	3	1	15	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	法長、 幅、 高さ、	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-15-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。												
6	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	8-3-6-8	8	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	8-3-6-2	表記修正(番号)

ページ	新	旧	改正理由
66	<p>写真管理基準 (案)</p> <p>(削除)</p>	<p>写真管理基準 (案)</p> <p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」</p> <p>1 総則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、林業土木工事施工管理基準に定める林業土木工事の工事写真による管理(フィルムカメラを使用した撮影・提出)に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類</p> <p>工事写真は以下のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真(既設部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他(公害、環境、補償等) <p>2 撮影</p> <p>2-1 撮影頻度</p> <p>工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法</p> <p>写真撮影に当たっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が半読できるように被写体とともに写し込むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 詳細 <p>小黒板の半読が困難となる場合には、別紙に必要事項を記入し、写真を添付して整理する。</p> <p>また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)</p> <p>ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」試行対象の拡大及び種算基準の改定について(通知)(令和2年10月8日付け技第704号)の規定によるものとする。</p> <p>「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「R T K -G N S Sを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領</p>	<p>土木部に準拠し削除</p>

ページ	新	旧	改正理由
	写真管理基準 (案)	写真管理基準 (案)	
67	(削除)	<p>(舗装工事編) (案)」、「T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「音響測距50深機器を用いた出来形管理要領 (河川浚渫工事編) (案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (河川浚渫工事編) (案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (路面切削工編) (案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (表層安定処理等・中層地盤改良工事編) (案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (固結工 (スラリー攪拌工) 編) (案)」、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。⁴⁾</p> <p>また、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。⁴⁾</p> <p>2-4 写真の省略⁴⁾</p> <p>工事写真は以下の場合に省略するものとする。⁴⁾</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合には、撮影を省略するものとする。⁴⁾ (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。⁴⁾ (3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。⁴⁾ <p>2-5 撮影の仕様⁴⁾</p> <p>写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。⁴⁾</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 写真はカラーとする。⁴⁾ (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。⁴⁾ <p>2-6 留意事項⁴⁾</p> <p>写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。⁴⁾</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「撮影項目」「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合には、監督員の指示により追加・削減するものとする。⁴⁾ (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。⁴⁾ (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるように、特に注意して撮影するものとする。⁴⁾ (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。⁴⁾ (5) 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。⁴⁾ <p>3 整理提出⁴⁾</p> <p>工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。⁴⁾</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 撮影写真の原本⁴⁾ <p>撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理して提出するものとする。⁴⁾</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 工事写真帳⁴⁾ <p>工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「提出頻度」に基づいて撮影した写真の</p>	土木部に準拠し削除

ページ	新	旧	改正理由
	写真管理基準 (案)	写真管理基準 (案)	
68	(削除)	<p>うち、「整理条件」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版またはA4版とする。</p> <p>4 その他</p> <p>写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所で、その仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p> <p>(3) 不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。</p>	土木部に準拠し削除

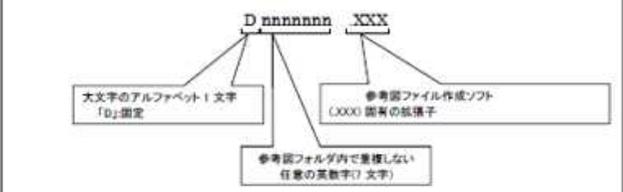
ページ	新	旧	改正理由
	写真管理基準 (案)	写真管理基準 (案)	
72	<p style="text-align: center;">デジタル写真管理情報基準(案) ↓</p> <p style="text-align: center;">[令和2年3月] ↓</p> <p style="text-align: center;">- 目次 - ↓</p> <p>1 適用.....292 ↓</p> <p>2 フォルダ構成.....292 ↓</p> <p>3 写真管理項目.....293 ↓</p> <p>4 ファイル形式.....295 ↓</p> <p>5 ファイル命名規則.....296 ↓</p> <p>6 写真編集等.....297 ↓</p> <p>7 有効画素数.....297 ↓</p> <p>8 撮影頻度と提出頻度の取り扱い.....297 ↓</p> <p>9 その他留意事項.....298 ↓</p> <p> 9 - 1 <u>ウイルス対策</u>.....298 ↓</p> <p> 9 - 2 <u>使用文字</u>.....298 ↓</p> <p>付属資料1 写真管理ファイルのDTD.....300 ↓</p> <p>付属資料2 写真管理ファイルのXML記入例.....302 ↓</p> <p>↓</p> <p>注意事項: ↓</p> <p>本基準で準拠した写真管理ファイルのDTDファイル(PHOTO04.DTD)は、平成18年4月以降に国土技術政策総合研究所の「CALS/EC電子納品に関する要領基準」ホームページ上で公開予定である。 ↓</p> <p>PHOTO04.DTDが公開されるまでの期間については、暫定的にPHOTO03.DTD(デジタル写真管理情報基準(案) ↓</p> <p>H16.6)を参照し、使用するものとする。その際、本基準の付属資料2「写真管理ファイルのXML記入例」 ↓</p> <p>の2～4行目は、次のとおり読み替えるものとする。 ↓</p> <pre><!DOCTYPE photodata SYSTEM "PHOTO03.DTD"> ↓ <?xml-stylesheet type="text/xsl" href="PHOTO03.XSL"?> ↓ <photodata DTD_version="03"> ↓</pre>	(新規追加)	土木部に準拠し新規追加

ページ	新	旧	改正理由
	写真管理基準 (案)	写真管理基準 (案)	
73	<p>1 適用</p> <p>「デジタル写真管理情報基準」(以下「本基準」という)は、写真(工事・測量・調査・地質・広報・設計)の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。</p> <p>2 フォルダ構成</p> <p>写真の原本を電子媒体で提出する場合のフォルダ構成は、以下のとおりとする。 なお、「PHOTO」フォルダ以外のフォルダ構成については、電子納品等の運用を定める各ガイドラインによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「PHOTO」フォルダの直下に写真管理ファイルと「PIC」及び「DRA」のサブフォルダを置く。なお、DID 及びMSL ファイルもこのフォルダに格納する。ただし、MSL ファイルの格納は任意とする。 ・「PIC」とは、撮影した写真ファイルを格納するサブフォルダを示し、「DRA」とは、参考図ファイルを格納するサブフォルダを示す。 ・参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等である。 ・参考図がない場合は「DRA」サブフォルダは作成しなくてもよい。 ・フォルダ名称は半角英大文字とする。 ・写真フォルダ(PIC)及び参考図フォルダ(DRA)直下に直接対象ファイルを保存し、階層分けは行わない。 	(新規追加)	土木部に準拠し新規追加

ページ	新	旧	改正理由																																																																																																																							
	写真管理基準 (案)	写真管理基準 (案)																																																																																																																								
74	<p>3 写真管理項目</p> <p>電子媒体に格納する写真管理ファイル (PHOTO, XML) に記入する写真管理項目は下表に示すとおりである。</p> <p>表 3-1 写真管理項目 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目名</th> <th>記入内容</th> <th>データ表現</th> <th>文字数</th> <th>記入者</th> <th>必要度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎情報</td> <td>写真フォルダ名</td> <td>写真ファイルを格納するフォルダ名称 (PHOTO/PICTURE) を記入する。</td> <td>半角英大文字</td> <td>9 固定</td> <td>▲</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>参考図フォルダ名</td> <td>参考図ファイルを格納するために「DRA」サブフォルダを作成した場合はフォルダ名称 (PHOTO/DRA) を記入する。</td> <td>半角英大文字</td> <td>9 固定</td> <td>▲</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>適用要領基準</td> <td>電子成品品の作成で適用した要領・基準の版 (土木202003-01) で固定を記入する。 (分野: 土木, 西暦年: 2020, 月: 03, 版: 01)</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>30</td> <td>▲</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">写真ファイル情報</td> <td>シリアル番号</td> <td>写真連し番号。機出時の電子媒体を通して、一連のまとまった写真についてユニークであれば、重複してもよい。125枚目を「000125」の様IDを付けて記入してはならない。</td> <td>半角数字</td> <td>7</td> <td>▲</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>写真ファイル名</td> <td>写真ファイル名称を拡張子も含めて記入する。</td> <td>半角英数字</td> <td>13</td> <td>▲</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>写真ファイル日本語名</td> <td>写真ファイルに関する日本語名等を記入する。</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td>□</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>メディア番号</td> <td>一連のまとまった写真について、保存されている電子媒体番号を記入する。単一の電子媒体であれば、全て「1」となる。</td> <td>半角数字</td> <td>8</td> <td>□</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>写真-大分類</td> <td>写真を撮影した業務の種類を「工事」「調査」「測量」「地質」「広報」「資料」「その他」から選択して記入する。工事写真は常に「工事」を記入する。</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>8</td> <td>□</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>写真区分</td> <td>写真管理基準(案)の分類に準じ、「着手前及び完成写真(既設部分写真等を含む)」「施工状況写真」「安全管理写真」「使用材料写真」「品質管理写真」「出来形管理写真」「災害写真」「事故写真」「その他(公害、環境、補償等)の区分から1項目を指定して記入する。</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td>□</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">撮影工程区分</td> <td>工程</td> <td>土木工事の場合、工程以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事標準体系のレベル2「工程」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「機出程度写真」ではない場合は、記入は不要とする。</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td>□</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>土木工事の場合、工程以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事標準体系のレベル3「種別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「機出程度写真」ではない場合は、記入は不要とする。</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td>□</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>細別</td> <td>土木工事の場合、工程以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事標準体系のレベル4「細別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「機出程度写真」ではない場合は、記入は不要とする。</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td>□</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>写真タイトル</td> <td>写真の撮影内容がわかるように、写真管理基準(案)の撮影項目、撮影時期に相当する内容を記入する。</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td>□</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>工程区分準備</td> <td>工程区分に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td>□</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">付加情報</td> <td>参考図ファイル名</td> <td>撮影位置図、凡例図等の参考図のファイル名を記入する。撮影に記した図の位置が明確になる場合、又は当該写真に關し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。</td> <td>半角英大文字</td> <td>13</td> <td>▲</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>参考図ファイル日本語名</td> <td>参考図ファイルに関する日本語名等を記入する。</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td>□</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>参考図タイトル</td> <td>参考図の内容がわかるようなタイトルを記入する。撮影に記した図の位置が明確となる場合、又は当該写真に關し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td>□</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>付加情報準備</td> <td>参考図、撮影箇所等に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td>□</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table>	分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度	基礎情報	写真フォルダ名	写真ファイルを格納するフォルダ名称 (PHOTO/PICTURE) を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	◎	参考図フォルダ名	参考図ファイルを格納するために「DRA」サブフォルダを作成した場合はフォルダ名称 (PHOTO/DRA) を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	○	適用要領基準	電子成品品の作成で適用した要領・基準の版 (土木202003-01) で固定を記入する。 (分野: 土木, 西暦年: 2020, 月: 03, 版: 01)	全角文字半角英数字	30	▲	◎	写真ファイル情報	シリアル番号	写真連し番号。機出時の電子媒体を通して、一連のまとまった写真についてユニークであれば、重複してもよい。125枚目を「000125」の様IDを付けて記入してはならない。	半角数字	7	▲	◎	写真ファイル名	写真ファイル名称を拡張子も含めて記入する。	半角英数字	13	▲	◎	写真ファイル日本語名	写真ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字半角英数字	127	□	△	メディア番号	一連のまとまった写真について、保存されている電子媒体番号を記入する。単一の電子媒体であれば、全て「1」となる。	半角数字	8	□	◎	写真-大分類	写真を撮影した業務の種類を「工事」「調査」「測量」「地質」「広報」「資料」「その他」から選択して記入する。工事写真は常に「工事」を記入する。	全角文字半角英数字	8	□	◎	写真区分	写真管理基準(案)の分類に準じ、「着手前及び完成写真(既設部分写真等を含む)」「施工状況写真」「安全管理写真」「使用材料写真」「品質管理写真」「出来形管理写真」「災害写真」「事故写真」「その他(公害、環境、補償等)の区分から1項目を指定して記入する。	全角文字半角英数字	127	□	○	撮影工程区分	工程	土木工事の場合、工程以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事標準体系のレベル2「工程」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「機出程度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字半角英数字	127	□	○	種別	土木工事の場合、工程以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事標準体系のレベル3「種別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「機出程度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字半角英数字	127	□	○	細別	土木工事の場合、工程以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事標準体系のレベル4「細別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「機出程度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字半角英数字	127	□	○	写真タイトル	写真の撮影内容がわかるように、写真管理基準(案)の撮影項目、撮影時期に相当する内容を記入する。	全角文字半角英数字	127	□	◎	工程区分準備	工程区分に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字半角英数字	127	□	△	付加情報	参考図ファイル名	撮影位置図、凡例図等の参考図のファイル名を記入する。撮影に記した図の位置が明確になる場合、又は当該写真に關し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	半角英大文字	13	▲	◎	参考図ファイル日本語名	参考図ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字半角英数字	127	□	○	参考図タイトル	参考図の内容がわかるようなタイトルを記入する。撮影に記した図の位置が明確となる場合、又は当該写真に關し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	全角文字半角英数字	127	□	◎	付加情報準備	参考図、撮影箇所等に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字半角英数字	127	□	△	(新規追加)	土木部に準拠し新規追加
分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度																																																																																																																				
基礎情報	写真フォルダ名	写真ファイルを格納するフォルダ名称 (PHOTO/PICTURE) を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	◎																																																																																																																				
	参考図フォルダ名	参考図ファイルを格納するために「DRA」サブフォルダを作成した場合はフォルダ名称 (PHOTO/DRA) を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	○																																																																																																																				
	適用要領基準	電子成品品の作成で適用した要領・基準の版 (土木202003-01) で固定を記入する。 (分野: 土木, 西暦年: 2020, 月: 03, 版: 01)	全角文字半角英数字	30	▲	◎																																																																																																																				
写真ファイル情報	シリアル番号	写真連し番号。機出時の電子媒体を通して、一連のまとまった写真についてユニークであれば、重複してもよい。125枚目を「000125」の様IDを付けて記入してはならない。	半角数字	7	▲	◎																																																																																																																				
	写真ファイル名	写真ファイル名称を拡張子も含めて記入する。	半角英数字	13	▲	◎																																																																																																																				
	写真ファイル日本語名	写真ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字半角英数字	127	□	△																																																																																																																				
	メディア番号	一連のまとまった写真について、保存されている電子媒体番号を記入する。単一の電子媒体であれば、全て「1」となる。	半角数字	8	□	◎																																																																																																																				
	写真-大分類	写真を撮影した業務の種類を「工事」「調査」「測量」「地質」「広報」「資料」「その他」から選択して記入する。工事写真は常に「工事」を記入する。	全角文字半角英数字	8	□	◎																																																																																																																				
	写真区分	写真管理基準(案)の分類に準じ、「着手前及び完成写真(既設部分写真等を含む)」「施工状況写真」「安全管理写真」「使用材料写真」「品質管理写真」「出来形管理写真」「災害写真」「事故写真」「その他(公害、環境、補償等)の区分から1項目を指定して記入する。	全角文字半角英数字	127	□	○																																																																																																																				
	撮影工程区分	工程	土木工事の場合、工程以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事標準体系のレベル2「工程」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「機出程度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字半角英数字	127	□	○																																																																																																																			
		種別	土木工事の場合、工程以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事標準体系のレベル3「種別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「機出程度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字半角英数字	127	□	○																																																																																																																			
		細別	土木工事の場合、工程以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事標準体系のレベル4「細別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「機出程度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字半角英数字	127	□	○																																																																																																																			
		写真タイトル	写真の撮影内容がわかるように、写真管理基準(案)の撮影項目、撮影時期に相当する内容を記入する。	全角文字半角英数字	127	□	◎																																																																																																																			
工程区分準備		工程区分に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字半角英数字	127	□	△																																																																																																																				
付加情報	参考図ファイル名	撮影位置図、凡例図等の参考図のファイル名を記入する。撮影に記した図の位置が明確になる場合、又は当該写真に關し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	半角英大文字	13	▲	◎																																																																																																																				
	参考図ファイル日本語名	参考図ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字半角英数字	127	□	○																																																																																																																				
	参考図タイトル	参考図の内容がわかるようなタイトルを記入する。撮影に記した図の位置が明確となる場合、又は当該写真に關し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	全角文字半角英数字	127	□	◎																																																																																																																				
	付加情報準備	参考図、撮影箇所等に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字半角英数字	127	□	△																																																																																																																				

ページ	新	旧	改正理由																																																																												
75	<p style="text-align: center;">写真管理基準 (案)</p> <p style="text-align: center;">表 3-1 写真管理項目 (2 / 2)</p> <table border="1" data-bbox="215 325 987 576"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目名</th> <th>記入内容</th> <th>データ表現</th> <th>文字数</th> <th>記入否</th> <th>任意性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">写真情報</td> <td>代表写真</td> <td>写真管理基準(案)の撮影項目一覧表に示される提出項目が不要以外の写真の中から工事の全体概要や当該工事の重要な写真等の場合、「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。</td> <td>半角数字</td> <td>1桁</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>提出順写真</td> <td>写真管理基準(案)の提出順序に基づき写真である場合、「1」を記入する。それ以外の場合は「0」を記入する。</td> <td>半角数字</td> <td>1桁</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">写真</td> <td>施工管理類</td> <td>関係の用語が明確な場合、設計図書及び実施計画書の撮影事項を記入する。</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>発注者説明文</td> <td>発注者側で修正立会書、特異事項等があれば記入する。</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ソフトウェアタグ</td> <td>ソフトウェアが管理のために使用する。(複数記入可)</td> <td>全角文字半角英数字</td> <td>127</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字は文字で全角文字に文字に相当する。</p> <p>【記入者】 <input type="checkbox"/>：電子成果品作成者が記入する項目。 <input checked="" type="checkbox"/>：電子成果品作成ソフト等が固定値を自動的に記入する項目。</p> <p>【必要度】 <input checked="" type="checkbox"/>：必須記入。 <input type="checkbox"/>：条件付き必須記入。(データが分かる場合は必ず入力する) <input checked="" type="checkbox"/>：任意記入。</p> <p>※注釈ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 写真管理項目は、写真の電子データファイルを検索、参照するなど活用して、いくための属性項目である。 写真管理項目のデータ表現の定義は、「9-2 使用文字」に従う。 付属資料1に管理ファイルのDTD、付属資料2に管理ファイルのXML記入例を示す。 工種、種別、細別の各項目は、新土木工事統算体系にない土木工事や他の工事の場合には、対応するレベルのものを正しく記入する。 写真区分ごとに工種、種別、細別の記入可否は異なる。写真区分ごとの記入可否の目安は、以下のとおりである。 <p style="text-align: center;">表3-2 工種区分の記入可否の目安</p> <table border="1" data-bbox="376 1107 685 1238"> <thead> <tr> <th>写真区分</th> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>細別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前及び完成写真</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>施工状況写真</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>安全管理写真</td> <td>△</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>使用材料写真</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>品質管理写真</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>出来形管理写真</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>点検写真</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>(○)：記入、△：記入可能な場合は記入、×：記入は不要とするが、任意の記入も可。</p> <p>「代表写真」の項目には、当該工事の概要が把握できる、または重要な写真である場合に「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。</p>	分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入否	任意性	写真情報	代表写真	写真管理基準(案)の撮影項目一覧表に示される提出項目が不要以外の写真の中から工事の全体概要や当該工事の重要な写真等の場合、「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。	半角数字	1桁	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	提出順写真	写真管理基準(案)の提出順序に基づき写真である場合、「1」を記入する。それ以外の場合は「0」を記入する。	半角数字	1桁	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	写真	施工管理類	関係の用語が明確な場合、設計図書及び実施計画書の撮影事項を記入する。	全角文字半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	発注者説明文	発注者側で修正立会書、特異事項等があれば記入する。	全角文字半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		ソフトウェアタグ	ソフトウェアが管理のために使用する。(複数記入可)	全角文字半角英数字	127	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	写真区分	工種	種別	細別	着手前及び完成写真	×	×	×	施工状況写真	△	△	△	安全管理写真	△	×	×	使用材料写真	△	△	△	品質管理写真	○	△	△	出来形管理写真	○	△	△	点検写真	×	×	×	その他	×	×	×	<p>(新規追加)</p>	<p>土木部に準拠し新規追加</p>
分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入否	任意性																																																																									
写真情報	代表写真	写真管理基準(案)の撮影項目一覧表に示される提出項目が不要以外の写真の中から工事の全体概要や当該工事の重要な写真等の場合、「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。	半角数字	1桁	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																									
	提出順写真	写真管理基準(案)の提出順序に基づき写真である場合、「1」を記入する。それ以外の場合は「0」を記入する。	半角数字	1桁	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																									
写真	施工管理類	関係の用語が明確な場合、設計図書及び実施計画書の撮影事項を記入する。	全角文字半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																									
	発注者説明文	発注者側で修正立会書、特異事項等があれば記入する。	全角文字半角英数字	127	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																									
	ソフトウェアタグ	ソフトウェアが管理のために使用する。(複数記入可)	全角文字半角英数字	127	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																									
写真区分	工種	種別	細別																																																																												
着手前及び完成写真	×	×	×																																																																												
施工状況写真	△	△	△																																																																												
安全管理写真	△	×	×																																																																												
使用材料写真	△	△	△																																																																												
品質管理写真	○	△	△																																																																												
出来形管理写真	○	△	△																																																																												
点検写真	×	×	×																																																																												
その他	×	×	×																																																																												

ページ	新	旧	改正理由
	写真管理基準 (案)	写真管理基準 (案)	
76	<p>4 ファイル形式⁴⁾</p> <p>ファイル形式は、以下のとおりとする。..</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真管理ファイルのファイル形式はXML形式(XML1.0に準拠)とする。.. ・写真ファイルの記録形式は日本産業規格(JIS)に示されるJPEGやTIFF形式、等とし、撮影モードによる圧縮比がある場合は、「標準(BASIC、約1/16圧縮)」とする。動画のファイル形式については、監督職員の承諾を得た上で、使用する。.. ・参考図ファイルの記録形式はJPEGもしくはTIFFとする。JPEGの圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。TIFFは図面が判読できる程度の解像度とする。.. ・写真管理ファイルのスタイルシートの作成は任意とするが、作成する場合は、XSLに準じる。.. <p>【解説】..</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本基準「2 フォルダ構成」に示したように、写真管理ファイルのファイル形式は、XML形式とする。.. ・写真管理ファイルの閲覧性を高めるため、スタイルシートを用いてもよいが、XSLに準じて作成する。スタイルシートを作成した場合は、管理ファイルと同じ場所に、格納する。.. ・参考図ファイルの記録形式は、監督(調査)職員の承諾を得た上で、JPEG、TIFF以外の形式とすることができる。.. 	(新規追加)	土木部に準拠し新規追加

ページ	新	旧	改正理由
	写真管理基準 (案)	写真管理基準 (案)	
77	<p>5 ファイル命名規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とする。 ファイル名8文字以内、拡張子3文字以内とする。 写真管理ファイルは「PHOTO.XML」とし、写真管理ファイルのDTDは「PHOTO05.DTD」(05は版番号)とする。 写真管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「PHOTO05.XSL」とする。 写真ファイルの命名規則は次図の通り。  <p>図 5-1 写真ファイルの命名規則</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考図ファイルの命名規則は次図の通り。  <p>図 5-2 参考図ファイルの命名規則</p> <p>【解説】</p> <p>ファイル名の文字数は、半角(1バイト文字)で8文字以内、拡張子3文字以内とする。写真ファイル及び参考図ファイルの拡張子は4文字でもよい。ファイル名に使用する文字は、半角(1バイト文字)で、大文字のアルファベット「A～Z」、数字「0～9」、アンダースコア「_」とする。オリジナルファイルの通し番号は、工事の経緯がわかるように日付昇順に付番することを基本とする。ファイル名は連番により、ファイルを区別することを基本とするが、欠番があっても構わない。</p>	<p>(新規追加)</p>	<p>土木部に準拠し新規追加</p>

ページ	新	旧	改正理由
78	<p style="text-align: center;">写真管理基準 (案)</p> <p>6 写真編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。」</p> <p>7 有効画素数 有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。」</p> <p>【解説】 ・有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標 (100～300万画素程度～1,200×900程度～2,000×1,500程度) として設定する。」 ・不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複製材になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。」</p> <p>8 撮影頻度と提出頻度の取り扱い 写真の原本を電子媒体で提出する場合は、写真管理基準に示される撮影頻度に基づくものとする。」</p> <p>9 その他留意事項 9.1 ウィルス対策 ・受注者は、写真を電子媒体に格納した時点で、ウイルスチェックを行う。」 ・ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。」 ・最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。」 ・電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日(西暦表示)」を明記する。」</p> <p>9.2 使用文字 ・本規定は、管理ファイル(QDML 文書)を対象とする。」 ・使用できる半角文字は、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名、用ひらがなを除いたラテン文字用ひらがなのみとする。」 ・使用できる全角文字は、JIS X 0208 で規定されている文字から数字と、ラテン文字を除いた文字のみとする。」</p> <p>【解説】 (1) 写真管理ファイルのデータ表現形式 使用文字の一般原則は上記の通りであり、写真管理ファイルでの文字の表現は、一般原則に</p>	<p style="text-align: center;">写真管理基準 (案)</p> <p>(新規追加)</p>	<p>土木部に準拠し新規追加</p>

ページ	新	旧	改正理由
79	<p>写真管理基準 (案)</p> <p>従っている。以下に、写真管理ファイルでの文字の表現方法を解説する。」</p> <p>1) 全角文字</p> <p>写真管理ファイルのデータ表現形式に示す「全角文字」とは、JIS X0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字をいう。すなわち、全角文字には、漢字、数字、ラテン文字(a~z, A~Z)、ギリシャ文字、記号などがあるが、このうち全角の数字、ラテン文字は使用できない。全角文字を使用する項目では、必ず半角英数字も合わせて使用できるので、「平成22年」といったデータでは“22”を半角文字とする。」</p> <p>2) 半角英数字</p> <p>同じく「半角英数字」とは、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字 (半角カタカナ、日本語文で使用する半角の記号 (句点(.), カギ括弧(『), (]), 読点(、), 中点(・), 濁点(。), 半濁点(゜))) を除いた文字をいう。」</p> <p>3) 半角英数大文字</p> <p>同じく「半角英数大文字」とは、「半角英数字」からラテン小文字(a~z)を除いた文字をいう。半角英数大文字を使用する項目は、フォルダ名やファイル名といった命名規則が決められている場合であるので、命名規則に従ってデータを入力する。」</p> <p>4) 半角数字</p> <p>同じく「半角数字」とは、JIS X 0201 で規定されている文字のうち、数字(0~9)及び小数点(.)をいう。」</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>機種依存文字 (例えば、丸囲い数字、ローマ数字、脚、№、kg、m、地名や人名等の特殊漢字等)、利用者が独自に作成した外字等は、他の端末では表示できない場合もあるので使用しない。また、数字やラテン文字も全角、半角を混在して使用すると検索する上で問題となるため、数字やラテン文字は半角文字で統一する。」</p>	<p>写真管理基準 (案)</p> <p>(新規追加)</p>	<p>土木部に準拠し新規追加</p>

ページ	新	旧	改正理由
	写真管理基準 (案)	写真管理基準 (案)	
80	<p>付属資料 1 写真管理ファイルの DTD^{*)}</p> <p>電子媒体に格納する写真管理ファイル (PHOTO.XML) のDTD (PHOTO05.DTD) を以下に示す。^{*)}</p> <p>なお、DTD ファイルは、国土交通省のホームページ (http://www.cals-ed.go.jp/) から入手できる。^{*)}</p> <p>...</p> <p>...</p> <p><!-PHOTO05.DTD / 2008/05 ->、</p> <p><ELEMENT photodata (基礎情報, 写真情報*, ソフトメーカ用TAG*)>、</p> <p><!ATTLIST photodata DTD_version CDATA #FIXED "05">、</p> <p><!-- 基礎情報 -->、</p> <p><ELEMENT 基礎情報 (写真フォルダ名, 参考図フォルダ名?, 適用要領基準)*>、</p> <p><ELEMENT 写真フォルダ名 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 参考図フォルダ名 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 適用要領基準 (#PCDATA)*>、</p> <p><!-- 写真情報 -->、</p> <p><ELEMENT 写真情報 (写真ファイル情報, 撮影工程区分, 付加情報*, 撮影情報, 代表写真, 提出頻度写真, 施工管理値?, 請負者説明文?)>、</p> <p><ELEMENT 代表写真 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 提出頻度写真 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 施工管理値 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 請負者説明文 (#PCDATA)*>、</p> <p><!-- 写真ファイル情報 -->、</p> <p><ELEMENT 写真ファイル情報 (シリアル番号, 写真ファイル名, 写真ファイル日本語名?, メディア番号)*>、</p> <p><ELEMENT シリアル番号 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 写真ファイル名 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 写真ファイル日本語名 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT メディア番号 (#PCDATA)*>、</p> <p><!-- 撮影工程区分 -->、</p> <p><ELEMENT 撮影工程区分 (写真-大分類, 写真区分?, 工程?, 種別?, 種別?, 写真タイトル, 工程区分予備)*>、</p> <p><ELEMENT 写真-大分類 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 写真区分 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 工程 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 種別 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 種別 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 種別 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 写真タイトル (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 工程区分予備 (#PCDATA)*>、</p> <p><!-- 付加情報 -->、</p> <p><ELEMENT 付加情報 (参考図ファイル名, 参考図ファイル日本語名?, 参考図タイトル, 付加情報予備)*>、</p> <p><ELEMENT 参考図ファイル名 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 参考図ファイル日本語名 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 参考図タイトル (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 付加情報予備 (#PCDATA)*>、</p> <p><!-- 撮影情報 -->、</p> <p><ELEMENT 撮影情報 (撮影箇所?, 撮影年月日)*>、</p> <p><ELEMENT 撮影箇所 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT 撮影年月日 (#PCDATA)*>、</p> <p><ELEMENT ソフトメーカ用TAG (#PCDATA)*>、</p>	(新規追加)	土木部に準拠し新規追加

ページ	新	旧	改正理由
81	<p style="text-align: center;">写真管理基準 (案)</p> <p style="text-align: center;">図付1-1 写真管理ファイルのDTD の構造</p> <p style="text-align: center;">付 1-2</p>	<p style="text-align: center;">(新規追加)</p> <p style="text-align: center;">写真管理基準 (案)</p>	<p style="text-align: center;">土木部に準拠し新規追加</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） VII監督技術基準・施工管理関係資料 新旧対照表

ページ	新	旧																																																																																																																																																																														
1	<p>VII 監督技術基準・施工管理関係資料 生コンクリート標準配合表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単価コード</th> <th rowspan="2">設計表示名称</th> <th colspan="6">仕様内訳(配合)</th> </tr> <tr> <th>コンクリートの種類による記号</th> <th>呼び強度</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th>セメントの種類</th> <th>水セメント比 W/C (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>T1634</td><td>18-8-25(20) (普通) w/c≤65%</td><td>普通</td><td>18</td><td>8~18^{註6}</td><td>25(20)^{註7}</td><td>普通</td><td>65以下</td></tr> <tr><td>TZJ2010001</td><td>18-8-25(20) (普通) w/c≤60%</td><td>普通</td><td>18</td><td>8~18^{註6}</td><td>25(20)^{註7}</td><td>普通</td><td>60以下</td></tr> <tr><td>TZJ2010036</td><td>18-8-40 (普通) w/c≤60%</td><td>普通</td><td>18</td><td>8~15^{註6}</td><td>40</td><td>普通</td><td>60以下</td></tr> <tr><td>TZJ2010009</td><td>21-8-25(20) (普通) w/c≤55%</td><td>普通</td><td>21</td><td>8~18^{註6}</td><td>25(20)^{註7}</td><td>普通</td><td>55以下</td></tr> <tr><td>TZJ2010048</td><td>21-8-40 (普通) w/c≤55%</td><td>普通</td><td>21</td><td>8~15^{註6}</td><td>40</td><td>普通</td><td>55以下</td></tr> <tr><td>TZJ2010018</td><td>24-12-25(20) (普通) w/c≤55%</td><td>普通</td><td>24</td><td>12~18^{註6}</td><td>25(20)^{註7}</td><td>普通</td><td>55以下</td></tr> <tr><td>TZJ2010059</td><td>24-12-40 (普通) w/c≤55%</td><td>普通</td><td>24</td><td>12~15^{註6}</td><td>40</td><td>普通</td><td>55以下</td></tr> <tr><td>TZJ2010029</td><td>30-12-25(20) (普通) w/c≤55%</td><td>普通</td><td>30</td><td>12~18^{註6}</td><td>25(20)^{註7}</td><td>普通</td><td>55以下</td></tr> <tr><td>T1631</td><td>18-8-25(20) (高炉) w/c≤65%</td><td>普通</td><td>18</td><td>8~18^{註6}</td><td>25(20)^{註7}</td><td>高炉</td><td>65以下</td></tr> <tr><td>TZJ2012001</td><td>18-8-25(20) (高炉) w/c≤60%</td><td>普通</td><td>18</td><td>8~18^{註6}</td><td>25(20)^{註7}</td><td>高炉</td><td>60以下</td></tr> <tr><td>TZJ2012010</td><td>18-8-40 (高炉) w/c≤60%</td><td>普通</td><td>18</td><td>8~15^{註6}</td><td>40</td><td>高炉</td><td>60以下</td></tr> <tr><td>TZJ2012008</td><td>18-5-40 (高炉) w/c≤60%</td><td>普通</td><td>18</td><td>5~15^{註6}</td><td>40</td><td>高炉</td><td>60以下</td></tr> <tr><td>T1644</td><td>21-8-40 (高炉) w/c≤60%</td><td>普通</td><td>21</td><td>8~15^{註6}</td><td>40</td><td>高炉</td><td>60以下</td></tr> <tr><td>TZJ2012002</td><td>21-8-25(20) (高炉) w/c≤55%</td><td>普通</td><td>21</td><td>8~18^{註6}</td><td>25(20)^{註7}</td><td>高炉</td><td>55以下</td></tr> <tr><td>TZJ2012019</td><td>21-8-40 (高炉) w/c≤55%</td><td>普通</td><td>21</td><td>8~15^{註6}</td><td>40</td><td>高炉</td><td>55以下</td></tr> <tr><td>TZJ2012005</td><td>24-12-25(20) (高炉) w/c≤55%</td><td>普通</td><td>24</td><td>12~18^{註6}</td><td>25(20)^{註7}</td><td>高炉</td><td>55以下</td></tr> <tr><td>T1642</td><td>24-12-40 (高炉) w/c≤55%</td><td>普通</td><td>24</td><td>12~15^{註6}</td><td>40</td><td>高炉</td><td>55以下</td></tr> <tr><td>T1650</td><td>30-12-25(20) (高炉) w/c≤55%</td><td>普通</td><td>30</td><td>12~18^{註6}</td><td>25(20)^{註7}</td><td>高炉</td><td>55以下</td></tr> <tr><td>TZJ2010071</td><td>曲げ4.5-6.5-40(普通) w/c≤45%</td><td>舗装</td><td>曲げ 4.5</td><td>6.5</td><td>40</td><td>普通</td><td>45以下</td></tr> <tr><td>TZJ2012029</td><td>曲げ4.5-6.5-40(高炉) w/c≤45%</td><td>舗装</td><td>曲げ 4.5</td><td>6.5</td><td>40</td><td>高炉</td><td>45以下</td></tr> </tbody> </table> <p>基本 1. 用途については標準的なものを示したもので、構造物の目的、現場・施工条件等を考慮して水セメント比、スランブ等の配合を決定する。 2. コンクリートの配合は、原則として構造物の設計基準強度または要求性能上必要な水セメント比のいずれか厳しい条件で選定する。 セメント 3. セメントは、橋梁上部工に用いるコンクリートを除き、原則として高炉セメントB種を使用する。なお、海岸・砂防以外の用途では、確実なひび割れ対策が必要な場合、早期強度を必要とする場合や寒中コンクリートの場合等、必要に応じて高炉セメントB種以外のセメントを使用できる。 強度 4. 呼び強度は、早強ポルトランドセメント及び特殊な配合を使用する場合を除き材齢28日の供試体強度とし、圧縮強度試験は、JIS A 1108及びJIS A 1132、曲げ強度試験は、JIS A 1106及びJIS A 1132による。 空気量 5. 空気量は4.5%を標準とする。 スランブ 6. コンクリートのスランブは「設計表示名称」欄の値を標準（鉄筋コンクリートのスランブは12cmを標準）とするが、「スランブ」欄に示す範囲で変えることができる。設計表示名称のスランブ値と異なるスランブ値のコンクリート単価を計上する場合は、該当するスランブの単価値（当該の単価コード、物価資料の掲載単価、又は見積単価）を計上すること。 骨材 7. 粗骨材規格欄の25 (20) は、25mm砂利か、20mm碎石のいずれかを使用する生コンであることを示す。 条件明示 8. 注3、5、6で標準と異なる条件となる場合は、施工条件総括表に明示する。</p>	単価コード	設計表示名称	仕様内訳(配合)						コンクリートの種類による記号	呼び強度	スランブ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類	水セメント比 W/C (%)	T1634	18-8-25(20) (普通) w/c≤65%	普通	18	8~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	普通	65以下	TZJ2010001	18-8-25(20) (普通) w/c≤60%	普通	18	8~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	普通	60以下	TZJ2010036	18-8-40 (普通) w/c≤60%	普通	18	8~15 ^{註6}	40	普通	60以下	TZJ2010009	21-8-25(20) (普通) w/c≤55%	普通	21	8~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	普通	55以下	TZJ2010048	21-8-40 (普通) w/c≤55%	普通	21	8~15 ^{註6}	40	普通	55以下	TZJ2010018	24-12-25(20) (普通) w/c≤55%	普通	24	12~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	普通	55以下	TZJ2010059	24-12-40 (普通) w/c≤55%	普通	24	12~15 ^{註6}	40	普通	55以下	TZJ2010029	30-12-25(20) (普通) w/c≤55%	普通	30	12~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	普通	55以下	T1631	18-8-25(20) (高炉) w/c≤65%	普通	18	8~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	高炉	65以下	TZJ2012001	18-8-25(20) (高炉) w/c≤60%	普通	18	8~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	高炉	60以下	TZJ2012010	18-8-40 (高炉) w/c≤60%	普通	18	8~15 ^{註6}	40	高炉	60以下	TZJ2012008	18-5-40 (高炉) w/c≤60%	普通	18	5~15 ^{註6}	40	高炉	60以下	T1644	21-8-40 (高炉) w/c≤60%	普通	21	8~15 ^{註6}	40	高炉	60以下	TZJ2012002	21-8-25(20) (高炉) w/c≤55%	普通	21	8~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	高炉	55以下	TZJ2012019	21-8-40 (高炉) w/c≤55%	普通	21	8~15 ^{註6}	40	高炉	55以下	TZJ2012005	24-12-25(20) (高炉) w/c≤55%	普通	24	12~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	高炉	55以下	T1642	24-12-40 (高炉) w/c≤55%	普通	24	12~15 ^{註6}	40	高炉	55以下	T1650	30-12-25(20) (高炉) w/c≤55%	普通	30	12~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	高炉	55以下	TZJ2010071	曲げ4.5-6.5-40(普通) w/c≤45%	舗装	曲げ 4.5	6.5	40	普通	45以下	TZJ2012029	曲げ4.5-6.5-40(高炉) w/c≤45%	舗装	曲げ 4.5	6.5	40	高炉	45以下	(新規追加)
単価コード	設計表示名称			仕様内訳(配合)																																																																																																																																																																												
		コンクリートの種類による記号	呼び強度	スランブ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類	水セメント比 W/C (%)																																																																																																																																																																									
T1634	18-8-25(20) (普通) w/c≤65%	普通	18	8~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	普通	65以下																																																																																																																																																																									
TZJ2010001	18-8-25(20) (普通) w/c≤60%	普通	18	8~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	普通	60以下																																																																																																																																																																									
TZJ2010036	18-8-40 (普通) w/c≤60%	普通	18	8~15 ^{註6}	40	普通	60以下																																																																																																																																																																									
TZJ2010009	21-8-25(20) (普通) w/c≤55%	普通	21	8~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	普通	55以下																																																																																																																																																																									
TZJ2010048	21-8-40 (普通) w/c≤55%	普通	21	8~15 ^{註6}	40	普通	55以下																																																																																																																																																																									
TZJ2010018	24-12-25(20) (普通) w/c≤55%	普通	24	12~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	普通	55以下																																																																																																																																																																									
TZJ2010059	24-12-40 (普通) w/c≤55%	普通	24	12~15 ^{註6}	40	普通	55以下																																																																																																																																																																									
TZJ2010029	30-12-25(20) (普通) w/c≤55%	普通	30	12~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	普通	55以下																																																																																																																																																																									
T1631	18-8-25(20) (高炉) w/c≤65%	普通	18	8~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	高炉	65以下																																																																																																																																																																									
TZJ2012001	18-8-25(20) (高炉) w/c≤60%	普通	18	8~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	高炉	60以下																																																																																																																																																																									
TZJ2012010	18-8-40 (高炉) w/c≤60%	普通	18	8~15 ^{註6}	40	高炉	60以下																																																																																																																																																																									
TZJ2012008	18-5-40 (高炉) w/c≤60%	普通	18	5~15 ^{註6}	40	高炉	60以下																																																																																																																																																																									
T1644	21-8-40 (高炉) w/c≤60%	普通	21	8~15 ^{註6}	40	高炉	60以下																																																																																																																																																																									
TZJ2012002	21-8-25(20) (高炉) w/c≤55%	普通	21	8~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	高炉	55以下																																																																																																																																																																									
TZJ2012019	21-8-40 (高炉) w/c≤55%	普通	21	8~15 ^{註6}	40	高炉	55以下																																																																																																																																																																									
TZJ2012005	24-12-25(20) (高炉) w/c≤55%	普通	24	12~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	高炉	55以下																																																																																																																																																																									
T1642	24-12-40 (高炉) w/c≤55%	普通	24	12~15 ^{註6}	40	高炉	55以下																																																																																																																																																																									
T1650	30-12-25(20) (高炉) w/c≤55%	普通	30	12~18 ^{註6}	25(20) ^{註7}	高炉	55以下																																																																																																																																																																									
TZJ2010071	曲げ4.5-6.5-40(普通) w/c≤45%	舗装	曲げ 4.5	6.5	40	普通	45以下																																																																																																																																																																									
TZJ2012029	曲げ4.5-6.5-40(高炉) w/c≤45%	舗装	曲げ 4.5	6.5	40	高炉	45以下																																																																																																																																																																									